

前回に引き続き健康保険法の法改正を確認していきます。

平成 29 年度改正は、前回の解説のように下記の 2 点になります。

- ①厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象の拡大
（平成 28 年 10 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日 施行）
- ②兄弟の扶養認定における同居要件の撤廃（平成 28 年 10 月 1 日 施行）

平成 28 年度は、改正が多くあり、既に前年度の本試験でも出題されています。

[平成 28 年度 法改正]（平成 28 年 4 月 1 日 施行）

- ①標準報酬月額及び標準賞与額、等級区分の改定
- ②特例退職被保険者の標準報酬月額（法附則 3 条 4 項）
- ③保健事業及び福祉事業に関する事項（法 150 条）
- ④保険給付に関する事項…保険外併用療養費、入院時食事療養費、傷病手当金、
出産手当金
- ⑤国庫補助に関する事項
- ⑥保険料に関する事項
- ⑦社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会への事務の委託に関する事項

第 14 回目は、上記②から解説を進めていきます。

②「特例退職被保険者の標準報酬月額（法附則3条4項）」

まずは、特例退職被保険者制度からです。

特例退職被保険者制度とは、

厚生労働大臣の認可を受けた特定健康保険組合が運営する制度。

定年等で退職した者が、後期高齢者医療制度がスタート（75歳）するまでの間、在職中と同様の保険給付や健康診査等を受けることができる制度になります。

今回の改正により、特例退職被保険者の標準報酬月額の算定方式が変わります。
任意継続被保険者と合わせて押さえる必要があります。

それでは、条文です。

（法附則3条4項）…特例退職被保険者の標準報酬月額

【改正前】

特例退職被保険者の標準報酬月額は、その特定健康保険組合の前年（1月から3月までの標準報酬月額については前々年。以下同じ。）の9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額と前年の全被保険者の標準賞与額を平均した額の12分の1に相当する額との合算額の2分の1に相当する額の範囲内において規約で定める額となる。

（参考）平成26年選択式で出題

【改正前】

特例退職被保険者の標準報酬月額は、その特定健康保険組合の前年（1月から3月までの標準報酬月額については前々年。以下同じ。）の9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において規約で定めた額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額とする。

改正前は、合算額の2分の1に相当する額の範囲内で算定していましたが、高齢化の進展、医療費の増加により、任意継続被保険者の標準報酬月額に準じた算定方式に改正されています。（負担増）

任意継続被保険者の任意継続被保険者の標準報酬月額との横断です。

資格を喪失した時の標準報酬月額



少ない方を採用：負担を少なくしてくれる。

前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額⇒

平成29年度：280,000円（平成28年と同じ）

③に進みます。

③「保健事業及び福祉事業に関する事項（法150条）」

【改正前】

①保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導（「特定健康診査等」。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。…**保険事業**

②保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。…**福祉事業**



が追加

【改正後】

①保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導（「特定健康診査等」。）を行うものとするほか、保険者は、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下「被保険者等」。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない。

② 同上

改正により、新規に追加箇所
キーワードに注意…健康管理、疾病の予防、自助努力

④の保険給付に関する法改正

保険外併用療養費、入院時食事療養費、傷病手当金、出産手当金と順を追って確認していきます。

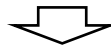
▼まずは、保険外併用療養費から進めていきます。

法改正の背景は、従来は保険外併用療養費として認められなかった国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思いに応えるため、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みとして、患者申出療養を創設（平成28年4月から）

下記に解説をしていきますが、「患者申出療養」は、従来からある「評価療養」、「選定療養」に新たに加わった「保険外併用療養費」ということになります。

【改正前】（法86条…保険外併用療養費）

被保険者が、第63条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」。）のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。



が追加

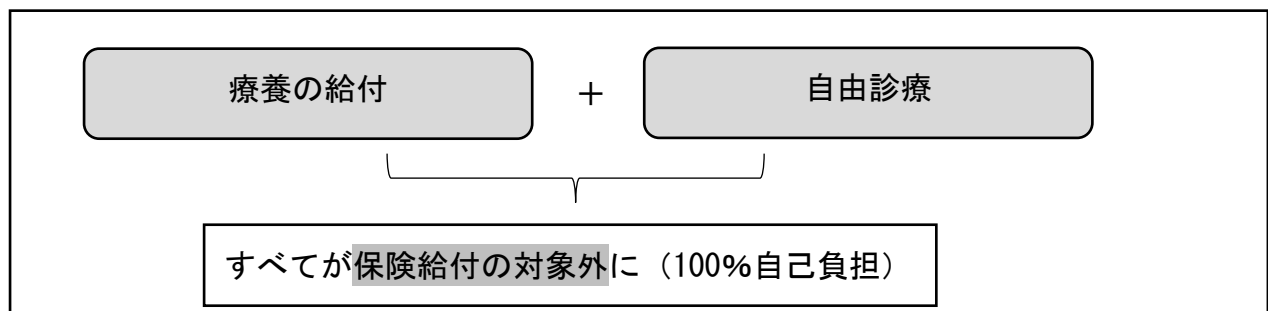
【改正後】（法86条…保険外併用療養費）

被保険者が、第63条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」。）のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養又は患者申出療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

▼保険外併用療養費の制度そのものを解説します。

（本来）

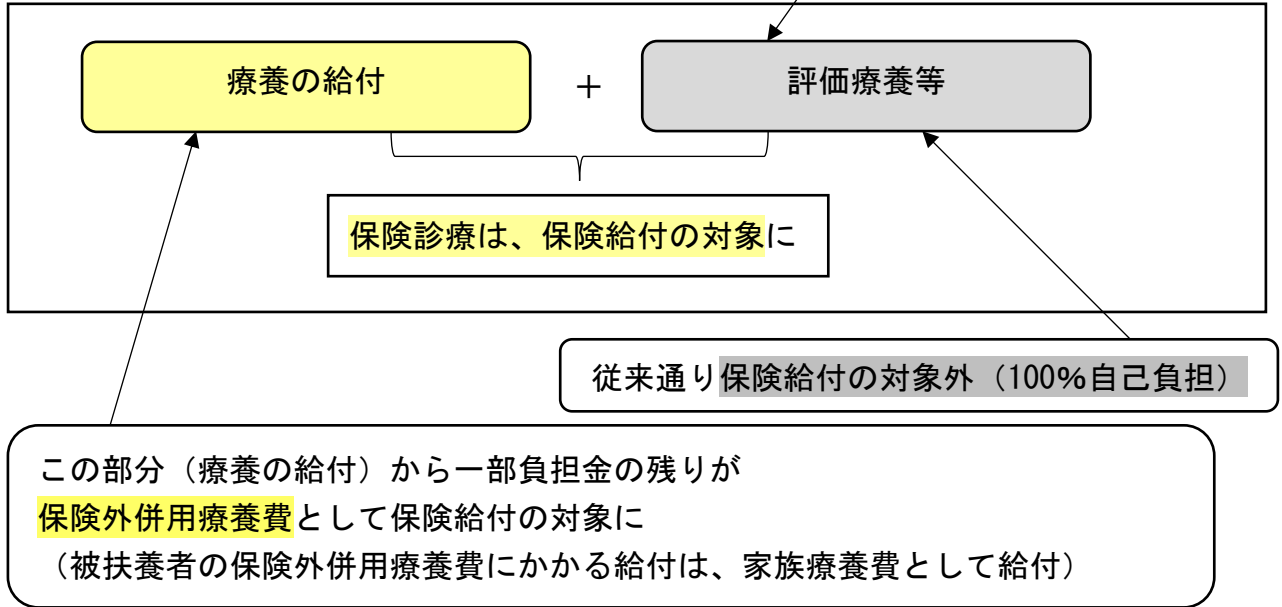
⇒保険診療（療養の給付）と自由診療（保険外診療）を併用して受けたらすべての診療が自費診療（100%自己負担）になってしまいます。…これだと患者の負担が大きい。



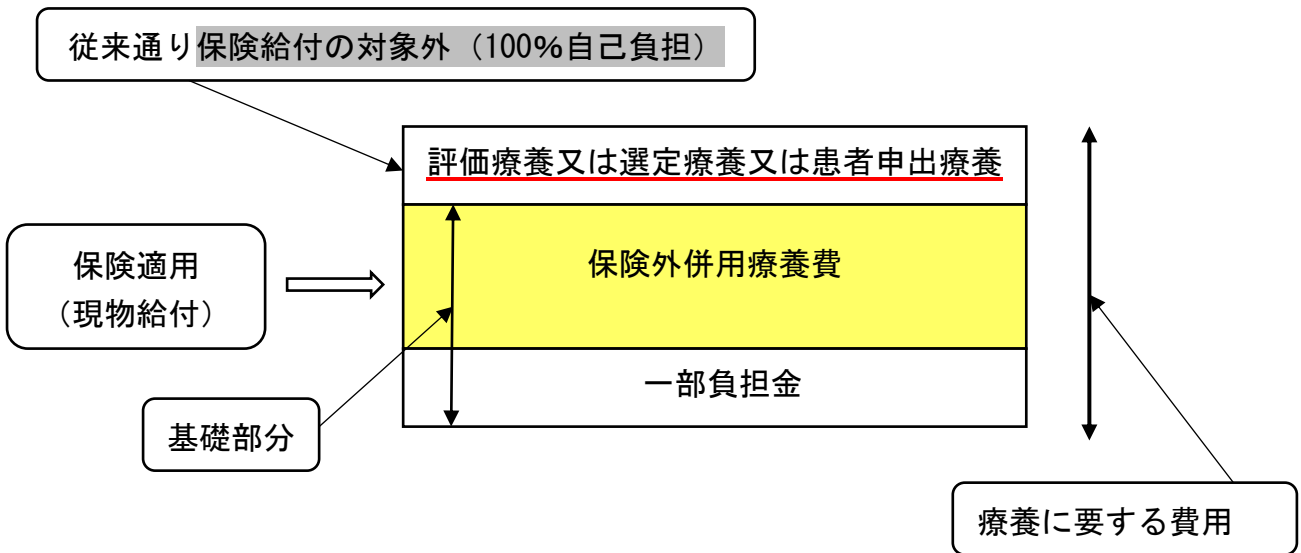
そこで、少しでも患者の負担を軽減するために

「保険外併用療養費」の制度を創設

⇒自由診療（保険外診療）の部分が、評価療養又は選定療養又は患者申出療養であれば、保険診療の部分は保険給付として扱う制度。



別の見方をすると



▼それでは、評価療養、選定療養、患者申出療養の中身を確認します。

| 区分 | 内容 |
|--------|---|
| 評価療養 | <ul style="list-style-type: none"> ●先進医療（高度医療を含む） ●医薬品の治験に係る診療 ●医薬機器の治験に係る診療 他 |
| 選定療養 | <ul style="list-style-type: none"> ●特別の療養環境（差額ベッド） ●予約診療、時間外診療 ●病床数 200 以上の初診、再診 ●入院期間が 180 日を超えた日以後の入院 ●歯科の特別の材料を使用した場合 |
| 患者申出療養 | <ul style="list-style-type: none"> ●臨床研究中核病院の開設者の意見書を添えて申出が行われたもの |

先進的な医療について、患者の申出を起点とし、安全性・有効性等を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられるようにする制度。

今回の改正は、新たな条文ということで下記が加えられます。

厚生労働大臣に対し、医療法第4条の3に規定する臨床研究中核病院の開設者の意見書を添えて申出が行われたもの（法63条4項）



厚生労働大臣は、申出に対して、速やかに検討を加え、適否を速やかに申出を行った者に通知をする。（法63条7項）

▼次に入院時食事療養費に関する法改正を解説していきます。

ポイントは2か所

- ①一般の食事療養標準負担額が260円から360円に改正
- ②「減額対象者に該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等」が加わり食事療養標準負担額が260円

(平成28年4月1日～下記の食事療養標準負担額が変更になります。)

平成28年度から1食360円、平成30年度から1食460円に段階的に引き上げ。

| 区分 | | | 食事療養標準負担額 |
|--------------------------------|----------------------|-----------|-----------|
| 一般（下記に該当しない被保険者） | | | 1食につき360円 |
| 減額対象者に該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等 | | | 1食につき260円 |
| 減額対象者 | 市町村民税 | 入院日数90日以下 | 1食につき210円 |
| | 非課税対象者 | 入院日数90日超 | 1食につき160円 |
| | 低所得者（特に所得が低い70歳以上の者） | | 1食につき100円 |

従来通り

▼次に傷病手当金、出産手当金に移ります。

健康保険法には、「〇〇手当金」というものが、「傷病手当金」と「出産手当金」の2つあります。

両方ともに、療養中や出産前後の所得補償として現金で支給されます。

「傷病手当金」とよく似た用語に雇用保険法の「傷病手当」というものがありますが、当然ながら内容は異なります。

【雇用保険法 法37条…傷病手当】

傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、受給期間内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

認定を受けた受給資格者の所定給付日数から当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し引いた日数

簡単にいうと、**傷病手当**とは、15日引き続いて傷病により職業に就くことができず、基本手当の支給を受けられない場合に、**基本手当に代えて支給**されるものです。

いずれにしても雇用保険法の「傷病手当」も健康保険法の「傷病手当金」「出産手当金」ともに所得補償としての現金給付になります。

▼健康保険法の「傷病手当金」と「出産手当金」に戻ります。
まずはそれぞれの条文を確認します。

【法 99 条…傷病手当金】

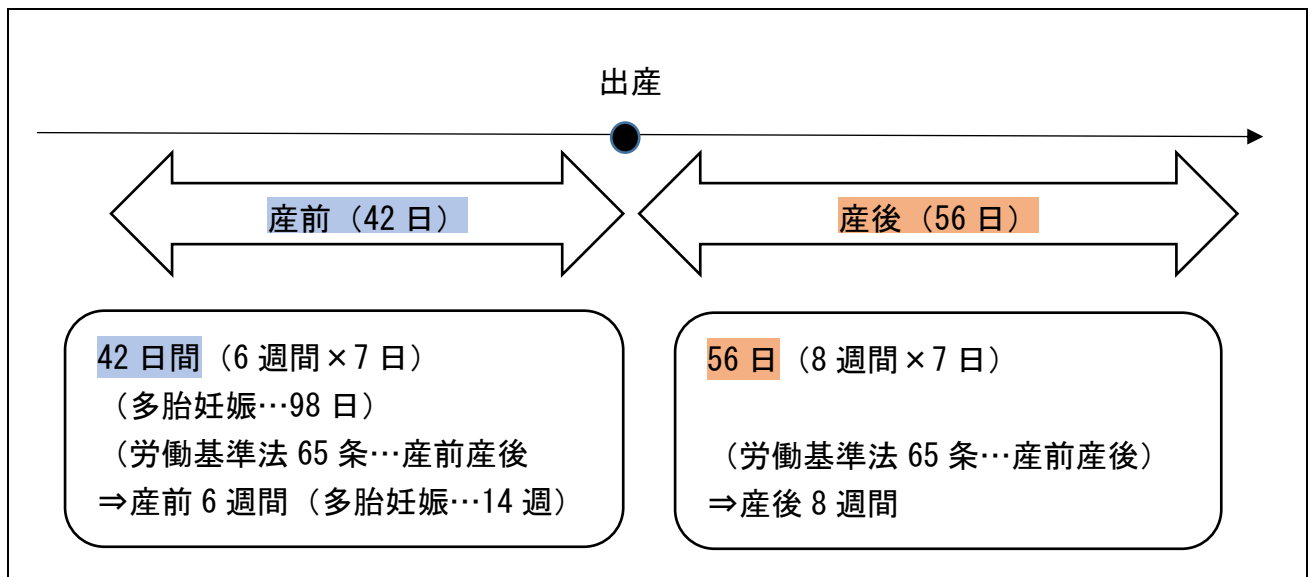
被保険者（任意継続被保険者を除く。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して 3日を経過した日から 労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

[支給期間]

初めて支給が行われた日（待期の3日は含めない。）から起算して 1年6月間を限度に支給

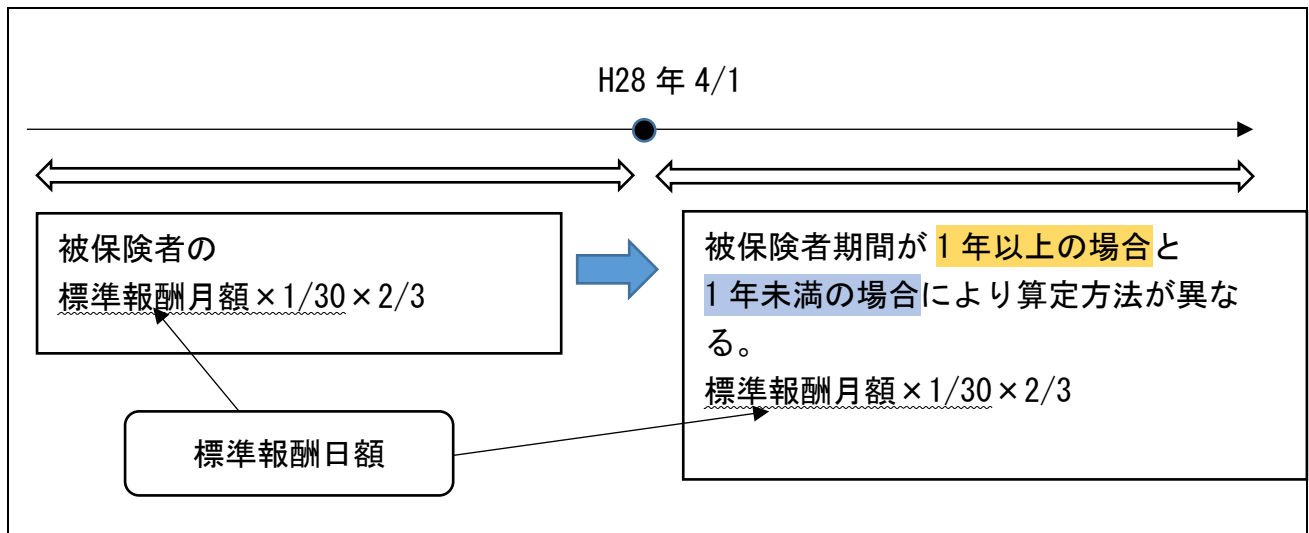
【法 102 条…出産手当金】

被保険者（任意継続被保険者を除く。）が出産したときは、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前 42日（多胎妊娠の場合においては、98日）から 出産の日後 56日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金を支給する。



▼今回の「傷病手当金」及び「出産手当金」の改正により、手当金の算定方法が大きく変わります。

従来は標準報酬月額をベースに算定をしていたので、故意に直近の標準報酬月額を操作して（上げて）手当金を受給することが可能でしたが、改正により原則1年のスパンで標準報酬月額の平均値を出すことにより不正の防止を趣旨とした改正になります。



上記のように計算式自体（標準報酬月額 × 1/30 × 2/3）の変更はありませんが、標準報酬月額の算定の方法が今回の改正のポイントです。

平成28年4月以降の標準報酬月額の算定方法は、原則1年のスパンで標準報酬月額の平均値を出しますが、被保険者になって1年に満たない場合もあるので、下記のように被保険者期間が1年以上の場合と1年未満の場合の2つの計算になってきます。

| 被保険者期間 | 算定方法 |
|-----------------|---|
| 被保険者期間が 1年以上 | <p>被保険者が給付を受ける月以前 12 か月間の各月の標準報酬月額</p> <p>の平均額の 1/30 の 3 分の 2</p> <p>傷病手当金・出産手当金</p> <p>= 標準報酬月額 × 1/30 × 2/3</p> |
| 被保険者期間が 1年未満 | <p>下記の①又は②の額のうちいずれか少ない額 × 1/30 × 2/3</p> <p>①支給を受け始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬額を平均した額</p> <p>= 協会けんぽの平均標準報酬月額は 28 万円、平均標準報酬日額は 9,330 円です。</p> <p>(=被保険者の全加入期間の標準報酬月額の平均額)</p> <p>②支給を受け始める日の属する年度の前年度の 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした時の標準報酬月額</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>上記の算定方法は 任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法と類似しています。 任意継続被保険者の場合、①は被保険者の資格を喪失した時の標準報酬月額</p> </div> |

「傷病手当金」「出産手当金」の支給要件、支給額に関しては、頻出の項目です。特に支給額は実務でも重要なところですので、100%出題されることを前提に完璧に押さえることが必要です。